

桐生市総合計画後期基本計画策定に関する「若者ワークショップ」の参加者募集



若い皆さんの意見が、桐生のまちづくりに活かされます。この機会に、ぜひ、ご参加ください！

第六次総合計画の後期基本計画の策定にあたり、若い世代の意見を参考とするため、「若者ワークショップ」を開催します。このワークショップでは、「ずっと住み続けたいまち」、「選ばれるまち」などをテーマに話し合ってください。予定です。

期日＝6月11日（日）

時間＝午前9時30分～午後4時

場所＝美喜仁桐生文化会館4階スカイホール

募集人数＝20人程度※定員を超えた場合は抽せん

応募資格＝令和5年4月1日現在で18歳以上（高校生を除く）35歳以下で、市内に居住または通勤・通学している人

申し込み＝5月22日（月）午後5時までに、Eメールまたは下の二次元コードを読み取って「ぐんま電子申請受付システム」で申し込んでください。Eメールで申し込む場合、件名を「若者ワークショップに参加希望」とし、本文中に氏名、フリガナ、性別、年齢、お住まいの市町村、電話番号、連絡先メールアドレスを記載し、企画課（kikaku@city.kiryu.lg.jp）へ。選考結果は申込者全員に通知します。

問い合わせ＝企画課企画戦略担当（☎内線524）



桐生市総合計画審議会 市民委員の募集



市では、令和6年度から令和9年度を計画期間とする第六次総合計画の後期基本計画の策定を開始しました。

この計画案の審議を行う桐生市総合計画審議会に市民の意見を反映させるため市民委員を募集します。審議会は、市民委員のほか、有識者や各種団体から選出された委員で構成します。

審議会は1か月に1回程度、平日の夜間、1回につき2～3時間程度を予定しています。

市民委員に委嘱され、審議会に出席した場合、「特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給します。

任期＝6月から9月まで（予定）

募集人数＝若干人※審査あり

応募要件＝市内に1年以上居住し、令和5年4月1日現在で18歳以上（高校生を除く）であり、総合計画の策定に関して熱意と関心のある人

選考方法＝提出された申込書を審査し、応募者の中から選出します。提出された申込書は返却しません。なお、選考結果は申込者全員に通知します。

申し込み＝5月22日（月）までに、申込用紙に必要事項を記入し、直接（土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）または郵送（当日消印有効）、ファクシミリ、Eメールで企画課（市役所3階、〒376-8501桐生市役所、ファクシミリ43-1001、kikaku@city.kiryu.lg.jp）へ。申込用紙は同課、新里・黒保根支所市民生活課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝企画課企画戦略担当（☎内線524）

「第13回手づくり布の絵本」 全国コンクール作品募集

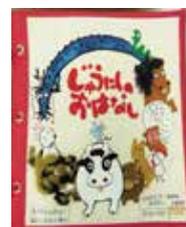
12月に有鄰館で開催するコンクールの作品を募集します。

対象＝小学生以上のアマチュアの人

申し込み＝9月29日（金）から10月21日（土）までに、制作した布の絵本を、直接または郵送（必着）で、手づくり布の絵本全国コンクール実行委員

会事務局（〒376-0022稲荷町1-4図書館内）へ。募集要項は、図書館と市ホームページにあります。

問い合わせ＝図書館調査係（☎47-4341）



◀「第12回手づくり布の絵本」 全国コンクール入賞作品



左の二次元コードから絵本の読み聞かせ動画を視聴できます。

第2期「第4回桐生・みどり未来創生会議」

令和5年3月23日（木）、みどり市役所笠懸庁舎において、第2期「第4回桐生・みどり未来創生会議」を開催しました。

第4回会議では、これまで協議してきた「公共施設のあり方」と「広域観光」についてのまとめを行いました。なお、会議の開催概要については市ホームページで公開しています。

▶「公共施設のあり方」のまとめ

両市が共同で事業を実施している施設（斎場・清掃センター・し尿処理施設・消防施設）の今後のあり方については、これまでの経緯と今後のスケジュール案を報告しました。

市民委員からは、「今後の両市の協議について、

しっかりと進めてもらいたい。また、市民に説明してもらおうとともに、市民の意見もくみ取ってもらいたい」などの意見がありました。

また、共同事業以外の公共施設については、生活圏を共にする両市民にとって利用しやすい施設となるよう、整備などを検討する際には、必要に応じて両市で情報交換などを行うことを報告しました。

▶「広域観光」のまとめ

両市が連携する広域観光の方向性について、首都圏からの誘客促進と両市の観光資源を発信できる機会を創出していくことを報告しました。

市民委員からは、「地元の人をもっと地元を知って好きになることが大事だと思う。そうすることで観光に来てくれる人を温かく迎えることができるので、並行して進めてもらいたい」などの意見がありました。

問い合わせ＝企画課企画戦略担当（☎内線524）

自転車マナーアップ強調月間

5月は自転車マナーアップ強調月間です。自転車は車両です。自転車の交通ルールを守り、安全に利用しましょう。



▶自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

▶自転車保険加入が義務化されました

事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがをさせたり、相手の物を壊したりすることがあります。加害者となった場合、多額の損害賠償を求められるケースがあります。令和3年4月1日から、事故に備えて自転車保険に加入することが義務化されました。群馬県が認定した自転車保険については、県のホームページをご確認ください。

問い合わせ＝地域づくり課生活安全担当（☎内線465）

桐生市・みどり市連携事業 「ボッチャフェスティバル」



令和5年度はみどり市と共同で開催します。「ボッチャ」は年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰でも楽しめます。ぜひ、ご参加ください。

期日＝6月11日（日）

時間＝午前9時～正午

場所＝桐生大学グリーンアリーナ（みどり市民体育館）

対象＝市内に居住または勤務・通学する人※小学生以下は保護者同伴

募集チーム数＝24チーム（先着順）※1チーム4人以上6人以下（個人参加も可能）

申し込み＝5月26日（金）までに申込書を直接またはファクシミリ、Eメールで、スポーツ・文化振興課（市役所7階、ファクシミリ43-1001、supotsubunka@city.kiryu.lg.jp）へ。申込用紙は同課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝スポーツ・文化振興課スポーツ振興担当（☎内線659）

国民年金に任意加入できます

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

次の対象者は、申し出により国民年金に任意加入することができ、満額の年金に近づけることができます。

対象者=次の①～③のいずれかに該当する人

- ①60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間（保険料納付期間、保険料免除期間、学生納付特例期間および納付猶予期間を合計して10年以上）を満たさない人や満額の老齢基礎年金を受けられない人
- ②昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人（70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入できます。）
- ③海外に住む20歳以上65歳未満の日本人

手続き=①・②に該当する人は、市民課（市役所1階）または新里・黒保根支所市民生活課へ。③に該当する人は、日本で最後に住んでいた市区町村または最終住所を管轄する年金事務所で手続きをしてください。

問い合わせ=桐生年金事務所（☎44-2311）、市民課年金担当（☎内線273）

「プレわたらせ健康診査」 受診者を募集します

期間=6月1日（木）～12月28日（木）

場所=登録保険医療機関

対象=昭和59年4月1日から平成16年4月1日までに生まれた人で、事業所健診などを受けない人

検査内容=身体計測、内科診察、血圧測定、尿検査、血液検査

費用=500円

申し込み=5月9日（火）から6月30日（金）までに、電話で健康長寿課（☎内線276）、新里保健センター（☎74-5550）、黒保根町保健センター（☎96-2266）へお申し込みください。申し込み後、決定通知書兼受診券が届いたら、登録保険医療機関で受診してください。

問い合わせ=健康長寿課成人保健係（☎内線276）



若い人もこの機会に、ぜひ、検診を受けて、自分の健康状態を確認しましょう。

令和4年分所得・課税証明を 発行します

6月7日（水）から、令和4年分（令和5年度課税）の所得・課税証明を発行します。

なお、市民税・県民税の全てを給与から天引き（特別徴収）で納めている人は、5月12日（金）から令和4年分の所得・課税証明を発行できますが、マルチコピー機による発行は6月7日（水）からになります。

申請場所=税証明交付コーナー（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアなど※6月6日（火）は、システム切り替え作業のため、マルチコピー機による所得・課税証明の発行を終日停止します。

受付時間=午前8時30分～午後5時15分※マルチコピー機は午前6時30分～午後11時

手数料=350円（1通）

申請に必要なもの=身分証明書

※マルチコピー機による証明の発行には、マイナンバーカードと4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）が必要です。

※税証明交付コーナー、新里・黒保根支所、各公民館において、桐生市の住民基本台帳に記載されている同一世帯の親族以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要です。申請書や委任状は、市ホームページにも掲載しています。

問い合わせ=税務課市民税担当（☎内線226～228）



マルチコピー機

マイナンバーカード 市内の郵便局で申請できます

市内郵便局でマイナンバーカードの申請に必要な顔写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの申請をサポートします。

期日＝5月24日（水）～令和6年3月29日（金）
※土、日、祝日、年末年始を除く

時間＝午前9時～午後4時

場所＝市内全ての郵便局

対象＝桐生市の住民基本台帳に記載があり、マイナンバーカードを初めて取得する人

持ち物＝マイナンバーカード交付申請書※申請書がなくても申請できます。

問い合わせ＝DX推進室業務プロセス担当（☎内線558）

市有地を売ります

売却物件は下表①～⑭のとおりです。売却物件の申込用紙と案内書は市ホームページ、または、①～⑬については財政課（市役所3階）、⑭については土木課（市役所4階）にあります。

売却方法＝入札により落札者を決定のうえ、売却します。なお、希望者がいない場合は、6月19日（月）から令和6年3月29日（金）まで随時募集します。

申し込み＝5月8日（月）から22日（月）まで（土・日曜日を除く）に、申込用紙に必要事項を記入し、直接または郵送（当日消印有効）で、各担当課（〒376-8501桐生市役所）へ。

問い合わせ＝①～⑬の売却物件…財政課財産活用担当（☎内線547・554）、⑭の売却物件…土木課管理係（☎内線596・597）



⑤「東一丁目788番12」の売却物件



⑩「広沢町四丁目1974番47外4筆」の売却物件

市有地売却物件

	所在地	用途地域	地目	地積		最低入札価格
				平方メートル	坪	
①	小梅町 99 番 11	準工業	宅地	353.26	106.86	9,400,000 円
②	小梅町 205 番 5	準工業	宅地	200.74	60.72	4,910,000 円
③	浜松町二丁目 77 番 30	準工業	宅地	147.51	44.62	4,360,000 円
④	東一丁目 788 番 11	準工業	宅地	288.74	87.34	8,610,000 円
⑤	東一丁目 788 番 12	準工業	宅地	288.74	87.34	8,610,000 円
⑥	東一丁目 788 番 13	準工業	宅地	288.74	87.34	8,610,000 円
⑦	宮本町一丁目 1286 番 5 外 5 筆	商業	宅地	831.70	251.58	18,050,000 円
⑧	桜木町 1382 番 24 外 1 筆	近隣商業	宅地	336.74	101.86	10,580,000 円
⑨	天神町二丁目 578 番 6 外 3 筆	第一種住居	宅地	2,696.49	815.68	31,190,000 円
⑩	広沢町四丁目 1974 番 47 外 4 筆	第一種 中高層専用住居	宅地 雑種地	2,413.43	730.06	41,500,000 円
⑪	梅田町二丁目 48 番 1	第一種住居	雑種地	904.00	273.46	7,510,000 円
⑫	相生町四丁目 316 番 2	準工業	宅地	1,231.79	372.61	11,090,000 円
⑬	相生町四丁目 330 番 6	準工業	宅地	401.23	121.37	4,660,000 円
⑭	元宿町 2091 番 3 外 1 筆	第一種住居	雑種地	38.29	11.58	570,000 円

※坪面積は、平方メートル面積に0.3025を掛けて算出し、端数処理したものです。